

香川県報



第 93 号

平成 15 年

11月25日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

保安林の指定施設要件の変更予定の通知

（みどり整備課）

生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（ ）

生活保護法の規定による医療扶助のための施設担当機関の指定

（ ）

介護保険法の規定による事業者及び施設の指定

（長寿社会対策課）

公 告

土地改良区の役員の退任の届出

（土地改良課）

県営土地改良事業計画の決定

（農村整備課）

教育委員会告示

平成十六年度における香川県立学校の生徒及び幼児の定員

三

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出

六

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

七

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

七

告 示

香川県告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九條の規定により、次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産

大臣から通知があった。

平成十五年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

東かがわ市川股字下所四一五の一、五〇九、五一九の一、五一九の六、五一九の八、五二〇の一、五二一の一、五二一の三から五二二の五まで、五二二の九、五二九、五四八の二、五四八の六、五四八の七、五四八の一八から五四八の二〇まで、五五四の二、五五四の六三から五五四の六五まで、六八〇、字千足六八一の一〇

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、皆伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり整備課及び東かがわ市産業部経済課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第六百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、八、三一	指定通所りハビリ	阪本 一樹	通所りハビリテーシ

テーション事業所 さかもと 東かがわ市川東一 〇六番地三	東かがわ市川東一 〇三番地一	ヨン
---------------------------------------	-------------------	----

香川県告示第六百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、九、一	指定通所リハビリテーション事業所 さかもと 東かがわ市川東一〇六番地三	医療法人社団聖心会 東かがわ市川東一〇三番地一	通所リハビリテーション

香川県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十五年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一五、一〇、一	三好 卓司	東かがわ市帰来九九三	平木駅前接骨院	木田郡三木町大字平木字茶園一三七一八

香川県告示第六百七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サ

ービス事業者を次のとおり指定した。
平成十五年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス の種類
三七七〇一 〇二六八三	有限会社元気 高松市上之町三丁目九 番三〇号	有限会社元気 代表取締役 大空康男 高松市上之町三丁目九 番三〇号	平成十五年 十一月十五 日	福祉用具 貸与
三七七二二 〇〇二六二	福祉の鶴亀 小豆郡土庄町淵崎甲二 二一七番地	株式会社鶴亀家具店 代表取締役 久川正剛 小豆郡土庄町淵崎甲一 九四八番地の四	"	"
三七七〇一 〇二六九一	リーラの家“しこく” 高松市福岡町二丁目一 一番二九号	四国産業株式会社 代表取締役 鈴木みほ 高松市福岡町四丁目一 〇番一三三号	平成十五年 十一月十六 日	痴呆対応 型共同生 活介護

公 告

香川県公告第六百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市高室土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があつた。

平成十五年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	松浦 和義	観音寺市室本町二二三番地	平成一五、六、一〇

香川県公告第六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土

地改良事業（県道中蔵南路地区中川間地域総合整備事業（庄場整備事業）中川地区）計画を平成十五年十一月十七日定めた。

その関係書類を仲南町産業振興課において平成十五年十一月二十六日から同年十二月十六日まで縦覧に供する。

平成十五年十一月二十五日

香川県知事 眞 鏡 武 紀

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第四号

平成十六年度における香川県立学校の生徒及び幼児の定員を次のように定めたので、
示す。

平成十五年十一月二十五日

香 川 県 教 育 委 員 会 長

第1 中学校

学 校 名	生 徒 の 定 員			
	第1学年	第2学年	第3学年	計
香川県立高松北中学校	120	120	120	360
香川県立高瀬のそみが丘中学校	80	80	80	240

第2 高等学校

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	生 徒 の 定 員			
		第1学年	第2学年	第3学年	計
香川県立小豆島高等学校	普通科	130	140	140	410
香川県立土庄高等学校	普通科	190	200	200	590
香川県立三本松高等学校	普通科	155	160	160	475
	理数科	35	35	40	110

香川県立大川東高等学校	普通科	60	70	70	200
	環境デザイン科	30	35	35	100
香川県立石田高等学校	生産経済科	30	35	35	100
	園芸科	30	35	35	100
	農業土木科	30	35	35	100
	家政科	30	35	35	100
香川県立志度高等学校	電子機械科	35	35	35	105
	情報科学科	35	35	35	105
	商業科	80	80	105	265
香川県立津田高等学校	普通科	140	160	160	460
香川県立三木高等学校	文理科	70	70	80	220
	総合学科	80	80	80	240
香川県立高松北高等学校	普通科	240	240	280	760
香川県立高松高等学校	普通科	320	320	360	1,000
香川県立高松工業高等学校	機械科	40	40	40	120
	電子機械科	40	40	40	120
	電気科	40	40	40	120
	工業化学科	40	40	40	120
	建築科	40	40	40	120
	金属工業科	-	-	35	35
	漆芸科	-	-	35	35
	インテリア科	-	-	35	35
	デザイン科	30	30	30	90
	工芸科	70	70	-	140
	美術科	25	25	25	75
香川県立高松商業高等学校	商業科	240	280	280	800

	情報処理科 英語実務科	70 40	40 40	40 40	150 120
香川県立高松東高等学校	普通科	280	280	280	840
香川県立高松南高等学校	普通科	160	160	200	520
	施設園芸科	35	35	35	105
	農業土木科	35	35	35	105
	家政科	70	70	70	210
	看護科	35	35	35	105
香川県立高松西高等学校	普通科	280	320	320	920
香川県立高松桜井高等学校	普通科	240	280	280	800
香川県立香川中央高等学校	普通科	315	320	360	995
香川県立農業経営高等学校	農業経営科	120	120	120	360
	畜産経営科				
	園芸経営科				
	食農科学科				
香川県立坂出商業高等学校	商業科 情報処理科	140 35	140 35	160 40	440 110
香川県立坂出高等学校	普通科	280	320	320	920
	音楽科	30	30	30	90
	機械科	35	40	40	115
香川県立坂出工業高等学校	電気科	35	35	35	105
	化学工学科	35	35	35	105
	建築科	35	35	35	105
	看護科	35	35	35	105
香川県立飯山高等学校	総合学科	160	160	160	480
香川県立丸龜高等学校	普通科	320	320	320	960

香川県立丸龜城西高等学校	普通科 商業科	160 60	160 70	160 70	480 200
香川県立普通寺第一高等学校	普通科	240	240	240	720
香川県立普通寺西高等学校	デザイン科	35	40	40	115
	生活文化科	70	70	70	210
香川県立琴平高等学校	普通科	240	240	280	760
香川県立多度津工業高等学校	機械科	40	40	35	115
	電子機械科	-	-	35	35
	電気科	35	35	35	105
	土木科	35	35	35	105
	建築科	35	35	35	105
香川県立多度津水産高等学校	海洋技術科	30	30	30	90
	海洋生産科	30	30	30	90
	海洋工学科	30	30	30	90
香川県立高瀬高等学校	普通科	160	200	240	600
香川県立笠田高等学校	生産経済科	35	35	40	110
	園芸科	35	35	40	110
	食品化学科	35	35	40	110
	家政科	35	35	40	110
香川県立観音寺第一高等学校	普通科	280	280	320	880
	理数科	35	35	40	110
香川県立観音寺中央高等学校	普通科	120	120	120	360
	商業科	70	70	80	220
	食物科	40	40	40	120
香川県立三豊工業高等学校	機械科	40	40	70	150
	電気科	40	40	40	120
	電子科	40	40	40	120

備考 香川県立農業経営高等学校の生徒の定員は、農業経営科、畜産経営科、園芸経営科及び食農科学科にそれぞれ区分して定めない。

2 定時制の課程

学 校 名	学 科 名	生徒の定員				計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
香川県立小豆島高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立土庄高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立三本松高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立志度高等学校	商業科	40	40	40	40	160
香川県立三木高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立高松高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立高松工芸高等学校	機械科 建築科	40 40	40 40	40 40	40 40	160 160
	インテリア科	40	40	40	40	160
香川県立高松商業高等学校	商業科	40	40	40	40	160
香川県立坂出工業高等学校	機械科 電気科	40 40	40 40	40 40	40 40	160 160
香川県立丸亀高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立普通寺西高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立多度津工業高等学校	機械科 電気科	40 40	40 40	40 40	40 40	160 160
香川県立観音寺第一高等学校	普通科	40	40	40	40	160

3 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
香川県立高松高等学校	普通科	500
香川県立丸亀高等学校	普通科	500

4 専攻科

学 校 名	学 科 名	生徒の定員		計
		第1学年	第2学年	
香川県立高松南高等学校	衛生看護科	40	40	80
香川県立飯山高等学校	衛生看護科	40	40	80
香川県立多度津水産高等学校	漁業科 機関科	10	10	20

備考 香川県立多度津水産高等学校の生徒の定員は、漁業科及び機関科に区分して定め
ない。

第3 盲学校、聾学校及び養護学校

1 高等部

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
香川県立盲学校	普通科	27
	保健医療科	24
香川県立聾学校	産業工芸科 被服科 理容科	27
香川県立香川東部養護学校	普通科	55
香川県立香川中部養護学校	普通科	137
香川県立高松養護学校	普通科 工芸科	19 44
香川県立香川丸亀養護学校	普通科	63
香川県立普通寺養護学校	普通科	55
香川県立香川西部養護学校	普通科	42

備考 香川県立聾学校の生徒の定員は、産業工芸科、被服科及び理容科に区分して定め
ない。

2 高等部専攻科

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
香川県立盲学校	理療科	24
香川県立聾学校	産業工技科 被服科 理容科	8

備考 香川県立聾学校の生徒の定員は、産業工技科、被服科及び理容科に区分して定め
ない。

3 幼稚部

学 校 名	幼児の定員
香川県立盲学校	5
香川県立聾学校	15
香川県立香川中部養護学校	15

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年十一月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石橋ひでお後援会	石橋 英雄	川崎 満	東かがわ市引田二〇九九一

遠藤正俊後援会	遠藤 稔彦	遠藤 節子	東かがわ市引田三五〇七
北里敏明香川県後援会	大西 末廣	大西 雅子	綾歌郡飯山町東坂元二二二
田中さだお後援会	宮脇 一	三好 理	東かがわ市西村七六一
西川良則後援会	西川 將次	西川 勇夫	東かがわ市中山七五九
はらつとむ後援会	池田 朝男	松村 学	東かがわ市東山一三三三二
元網正具後援会	安部 展男	橋本 光子	東かがわ市三本松七〇
矢野昭男後援会	高砂 欽充	矢野喜代子	東かがわ市町田六一四

香川県選挙管理委員会告示第百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十一月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県支部連合会	代表者の氏名	木村 義雄	真鍋 賢二
自由民主党香川県第一選挙区支部	主たる事務所の所在地	高松市福岡町三一	高松市古新町四三
自由民主党十河支部	主たる事務所の所在地	高松市十川東町一一	高松市十川西町二〇

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
	代表者の氏名	橋 勝住	橋 俊夫

四国税理士政治連盟香川県支部

会計責任者の氏名

眞井 進

筒井 伸司

香川県選挙管理委員会告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十一月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長

大 林 一 友

政治団体の名称

池田禎広後援会

木村ゆみを励ます会

みぞぶち陽司後援会

平成十五年十一月二十五日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています